イチ、はじめに

世田谷区教育振興基本計画は、平成２６年３月に１０年間の計画として策定された第２次世田谷区教育ビジョンの計画期間が終了することから、新たな教育の方向性を示すものです。

新たな計画では、子どもを主体とした教育への転換を図り、子どもも大人も一人ひとりが学びの主体となって、教育目標と４つの基本方針のもと、世田谷区の教育を推進してまいります。

ニ、教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第１７条第２項に基づく世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付け、令和６年度から令和１０年度まで５年間の区が目指すべき教育の方向性を示しています。

また、令和６年度を初年度とする世田谷区の最上位の行政計画である基本計画は、期間が８年間であるため、基本計画で示された子どもや教育の分野に関しては、整合を図りながら柔軟に対応してまいります。

サン、子どもを主体とした教育への転換

令和５年４月に施行された、こども基本法第３条の基本理念として、全てのこどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。及び全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。が規定されました。

教育振興基本計画においても、子どもの意見が反映される子どもを主体とした教育を最も大切な視点としていくとともに、５年間の計画期間内で、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることに重点的に取り組んでまいります。